

凡 例

1. この年報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査)の調査結果である。
2. 営業用バスの走行キロは、平成24年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている「自動車輸送統計調査(基幹統計調査)」の数値を用いているが、平成25年4月分から、本調査の結果を用いて公表している。
3. 平成21年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、平成23年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
5. この月報で用いている符号は次のとおりである。
 - 「0」 —— 単位未満
 - 「-」 —— データなし、推計省略
 - 「※」 —— 暫定数値
 - 「r」 —— 改訂数値
6. この年報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室(電話03-5253-8346)に連絡されたい。

概 要

1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和 35 年から自動車輸送統計調査で実施されてきたが、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成 22 年度から本調査により調査・集計を行い、その結果を公表している。

3. 調査対象

登録自動車（道路運送車両法第 4 条）及び軽自動車（道路運送車両法第 60 条）を調査対象とし、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している（別表 1 参照）。

なお、以下の自動車については、調査から除外している。

- ・大型特殊車（ブルドーザー等）
- ・小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等）
- ・二輪車
- ・電気自動車
- ・専ら緊急の用に供するための自動車（消防車、警察車等）等

4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を配布及び回収し行っている。

また、調査は自計報告で行っている。

5. 調査時期

調査は毎月行っており、約 9,600 の自動車の使用者に対して調査票を配布している。

また、調査期間は、平成 28 年 4 月分から、別表 1 のとおり、国土交通大臣が指定する 7 日間又は 1 ヶ月間としている。

6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変数として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^n (x_i \frac{D}{d}) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

X : 推計値

D : 調査月の日数

d : 調査期間の日数

Y : 母集団の補助変数の総和

x_i : 第 i 標本の統計値

y_i : 第 i 標本の補助変数

n : 標本数

別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、区分している。

調 査 対 象 車 両				調 査 期 間	
業態(注1)	分 類 番 号 (注 2)	輸送形態(注1)	車 種		
営業用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	7日	
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699		小型車		
	8・80～89及び800～899		特種車		
	40～49・400～499及び600～699		軽自動車		
	2・20～29及び200～299	旅客自動車	バス		
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		乗用車		
自家用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	積載量2トン以上	1ヶ月
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699		小型車	積載量2トン未満	
	8・80～89及び800～899		特種車 (注3)	貨物輸送車	7日
	40～49・400～499及び600～699			非貨物輸送車	1ヶ月
	2・20～29及び200～299	旅客自動車	軽自動車		
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		バス	7日	
	50～59・500～599・700～799・80～ 89及び800～899		乗用車 (注4)	1ヶ月	
			軽自動車		

- (注) 1. 業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。
 2. 自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。
 3. 自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。
 貨物輸送車は、タンクローリー（液体やガスなどを運搬）、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。
 非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供さない自動車である。
 4. 自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

(注2関係)

登録自動車

自動車種別及び用途	分類番号	
普通自動車	貨物自動車	1・10～19及び100～199
	乗合自動車	2・20～29及び200～299
	乗用自動車	3・30～39及び300～399
小型自動車	貨物自動車	4・6・40～49・400～499・ 60～69及び600～699
	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50～59・500～599・ 70～79及び700～799
特種自動車	8・80～89及び800～899	
大型特殊自動車（次に該当するものを除く）	9・90～99及び900～999	
大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの	0・00～09及び000～099	

軽自動車

自動車種別	分類番号
貨物自動車	40～49・400～499及び 600～699
乗用自動車	50～59・500～599及び 700～799
特種自動車	80～89及び800～899